

ご家族や身近な方が亡くなった時、
その人の存在の重みや、生命の尊さに
あらためて気付かされます。

一人の生命は尊厳で永遠なるもの。
それは、遠くご先祖から私たちへ、
そして子孫末代へと受け継がれていくものです。

私たちが仏事や法要を営む場合、

形式さえ整っていればよいというものではありません。

肉親や友人の死に直面すること

いま自分が生きていることの意味や有り難さを感じながら

ご先祖に感謝し、亡き人を偲び、信仰を深める契機にしたいものです。



一口に仏事・法要といっても、

宗派、地域によって、さまざまに風習や作法の違いがあります。

ここでは、一般的に共通した事項を紹介するとともに

財産相続や名義変更といった法的手続きについても簡単に説明しました。

形やマナーだけにとらわれることなく、なぜ行うかという心を大切にしながら、

少しでもご参考にして頂ければ幸いです。

葬儀を終えて

故人との別れが済んでも、本当の哀しみは葬儀後に痛感するものです。けれど、哀しみばかりに浸ってはいられません。

葬儀でお世話になった人たちへのお礼や緒々の手続きなど、葬儀後にしなければならぬことは、

勇気をふるって速やかに行いたいものです。

■事務の引き継ぎ・支払い

葬儀後のことは遺族が行います。その際には会葬者名簿、供物や香典の控え、弔電のまとめ、諸経費精算など、世話役の人からよく説明を受けて引き継ぎます。

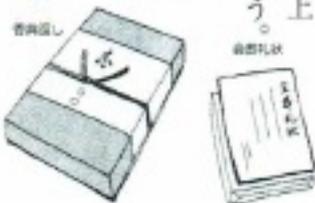
とくに香典は、きちんと現金と帳面を照らし合わせて確認し、あとでトラブルのないよう注意が必要です。

「お礼は三日以内に、支払いは七日以内に」といわれるように、葬儀後一週間ほど経つと葬儀社から請求書が送られてきます。見積書と請求書をよく照合した上で支払いますが、葬儀費用は遺族が相続した財産から差し引くことができるので、領収書などはしっかり保管しておくこと。ただし、初七日忌など法事の費用などは葬儀費用には含まれませんので手続きの際は、よく確認しておくことです。

■香典返し・お礼状

会葬者への香典返しは本来、四十九日が明けてから送るもので、「半がえし」といって香典の半額程度の品を返していました。礼状も本来は葬儀のあと早めに郵送するものでしたが、現在では葬儀式場の出口で香典返しと礼状を一緒に手渡すのが一般的になっています。しかし遠方から参列して頂いた方や、弔電・お供物を頂いた方には、改めてお礼状を差し上げたいものです。また、新聞に死亡広告を出した場合は、やはり新聞紙上に会葬お礼を出すべきでしょう。

喪中で新年を迎える場合、年賀状は出さずに、年賀欠札の喪中葉書を十二月初旬までに到着するよう郵送します。それでも年賀状をいただいた



場合は、松の内(二月七日)が過ぎてから、寒中見舞いとして出すようになります。

■あいつの回り

葬儀の翌日、もしくは初七日までには寺院へのあいさつ、葬儀委員長や世話役、故人の友人や恩人、近所の家、故人の勤務先などへのお礼は済ませるようになります。その際には喪主自身があいさつに出かけるようになります。服装は葬儀直後なら喪服で、数日経っている場合は地味な服装がよいでしょう。あいさつが済んだら長居せずに早めに引き上げること。勤務先では社会保険証や会社関係の書類の提出、故人の遺留品の整理・受け取り等も行います。



■遺品整理と形見分け

故人の日記や手帳、手紙などは、遺言状の鑑定などで必要になることがあるので整理・保管しておきます。また故人の勤務先の私物なども早めに持ち帰るようにします。

遺品整理が済んだら、近親者や友人、知人などごく親しい人に、故人が愛用していたものを贈りますが、普通、目上の人には形見分けはしないことになっています。

形見分けの時期には特別な決まりはなく、早い時期に皆が集まった時に行うことも多くなっていますが、一般には四十九日が過ぎてからといわれています。



■保険・年金等の支払い請求

故人が加入していた年金や各種生命保険は、それぞれの制度に基づき諸手続きを行うことで所定の金額が支払われます。証書や領収書を調べ、加入していたことがわかれば支払い請求の手続きをします。

●生命保険

生命保険会社に被保険者氏名・死因・死亡年月日等を知らせ「死亡保険金請求書」を発行してもらい、各項目の記入・必要書類を添えて提出します。支払い請求期限は2ヶ月以内。必要書類には①保険証書・最終分の領収書②死亡診断書③保険金受取人の印鑑・印鑑証明書④保険金受取人の戸籍抄本⑤被保険者の除籍抄本……などが必要になります。



●厚生年金

故人の扶養家族には「遺族厚生年金」が支払われます。故人が勤務中だった場合は、勤務先の担当者に社会保険事務所への手続きなどの事務代行を依頼します。退職後の場合は所轄の社会保険事務所で所定の手続きを行います。請求期限はいずれの場合も5年以内。必要な書類は①保険証書または厚生年金手帳②印鑑③戸籍抄本(除籍後)④死亡診断書⑤住民票(故人・申請者)⑥所得証明書(申請者)……などです。



●国民年金

所轄の役所の国民年金課で、所定の手続きを行って下さい。左記のいずれかの年金が支給されます。

一、「遺族基礎年金」

扶養家族に支払われる定額の年金で、年金を25年以上納めていること、または現在加入中で納付期限の2/3以上納めていることが条件となります。

二、「寡婦年金」

老齢基礎年金を受給する資格を持っていないが、その受給前に亡くなり、また婚姻関係が10年以上の妻に対して5年間定額年金が支払われます。

三、「死亡一時金」

3年以上納付していた場合、その納付した年数に応じて遺族に支払われます。



■財産相続・名義変更

故人名義の土地・財産や遺品を相続する場合は、名義変更の手続きが必要になります。

その場合、専門的知識や資格が必要になる場合があるため、司法書士や税理士など専門の代行業者に依頼します。

どこに依頼したらよいか分からない場合は、知人や所轄窓口で相談し、信頼のおける代行業者を紹介してもらう方法もあります。

●司法書士の代行業務

「相続に関する代行業務」

遺言状の検認申立・相続放棄の申述・限定承認の申述・遺言執行者の専任申述・特別代理人の選任・遺産分割調定(審判)の申立。

「不動産登記に関する代行業務」



遺産分割協議書の作成・所有権、その他の権利の相続登記。

「社会・法人登記に関する代行業務」

株式の相続や役員の変更登記。

※その他、戸籍関係書類の取り寄せ・届け出等。

●税理士の代行業務

「死亡時財産の評価・確定」

「遺産分割後の各相続人の相続税の割り出し」

「準確定申告や相続税の申告手続き」

「相続税の延納、または物納の手続き」

「課税財産と非課税財産の区分け」

「申告に伴う保険料や医療費などについてのさまざまなアドバイス」

……などです。



法事と先祖供養

法事とは、もともと仏の教えや儀礼のことを意味しますが、現在では一般に故人の供養（追善供養）をすることをいいます。すなわち、生きている人が善業を修し、故人やご先祖の徳が増すように、心を込めて祈ることが大切です。

法事

中陰法要

中陰は中有ともいい、人は輪廻転生するという仏教の教えからきています。この世に生を受けた時を始有、生きている間を本有、死の瞬間を死有、そして死から次の生を受けるまでの間を中有といって、その期間は四十九日とされています。

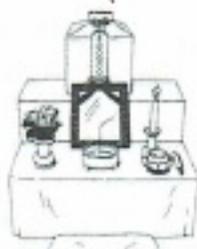
中陰は七日ごとに区切られ、臨終の日から数えて七日目を「初七日」、次の七日を「二七日」「十四日目」、さらに「三七日」「四十一日目」「四七日」「二十八日目」「五七日」「三十五日」「六七日」「四十二日目」と続き、最後が「七七日」の四十九日で、近親者を招いて法要を営みます。

初七日については最近では、葬儀の終わっ

た後、そのまま営むことが多くなっています。

また中陰の間の遺骨は、納骨までの間、お寺に預かってもらう場合もありますが、自宅に安置しておく際には、仏壇の前か横に白い布で被った祭壇を設置します。

遺骨は段の一番上に安置し、白木位牌は遺骨の前に。下段には遺影を飾り、ロウソク・香炉・華瓶の三具足を配します。



服喪と忌明け

四十九日（満中陰）を忌明けといい、喪に服していた遺族が普通の生活に戻る日とされています。四十九日の忌明けには、親族や親しい人を招き、会食（おとき）や引出物を用意して法要を行います。この忌明け法要の後に納

骨を行うのが一般的な習慣となっています。

一親等以外の遺族は四十九日を服喪の終わりと考えてよいでしょうが、直接の遺族の喪の期間は、一般的には死後一年間（一周忌）までとされているため、祝い事や年賀状は遠慮したほうがよいでしょう。

月忌法要

毎月、故人の死亡日を「命日」として、仏壇に供物をそなえ、遺族がお参りすることを月忌法要といいます。また故人の亡くなった月の命日を「祥月命日」といい、毎年一回法要を営みます。

先祖の月忌法要をすべて営むとなると大変ですので、父親とか、血縁の最も近い人の命日と一緒に月忌法要をとり行うのがよいでしょう。

■百廿日法要

故人の臨終の日から数えて百廿目に近親者を招いて行う法要で、四十九日の満中陰のあとの最も大きな法要といっているでしょう。

この頃になると、遺族の哀しみも多少おさまり、涙も止まることから、百廿日のことを「卒哭忌」とも「出苦忌」ともいいます。

■年回(年忌)法要

年を追って営む追善法要を年回(年忌)法要といえます。年忌の数え方は一般の数え年の数え方とほとんど同じです。ただし一周忌は亡くなった日から数えて満一年目になります。三回忌は一周忌の翌年、つまり満二年目、七回忌は満六年目ということになります。

三回忌以降は内輪だけで行うのが一般的で、三十三回忌を年回法要の区切りとして打ち切ることが多いようです。



■法事(法要)の一覧

法要の名称	中陰法要		法事の内容	十三仏の配列
	初七日	七七日(満中陰)		
初七日	七日目	七日目	親族・親しい人を招き、法要・会食を行う	不動明王
二七日	十四日目	十四日目	親族だけで行うことが多い	釈迦如来
三七日	二十一日目	二十一日目	親族だけで行うことが多い	文殊菩薩
四七日	二十八日目	二十八日目	親族だけで行うことが多い	普賢菩薩
五七日	三十五日目	三十五日目	親族だけで行うことが多い	地藏菩薩
六七日	四十二日目	四十二日目	親族だけで行うことが多い	弥勒菩薩
百廿日法要	四十九日目	四十九日目	親族・親しい人を招き、忌明けの法要 会食を行う 納骨を行う、位牌は白木位牌から本位牌 または法名牌にする	薬師如来
一周忌法要	百日目	百日目	親族・知人を招き、故人を偲んで供養する	観世音菩薩
三回忌法要	満一年目	満一年目	親族・知人を招き、故人を偲んで供養する	勢至菩薩
七回忌法要	満二年目	満二年目	親族・知人を招き、故人を偲んで供養する	阿彌陀如来
十三回忌法要	満六年目	満六年目	親族・知人を招き、故人を偲んで供養する	阿闍如来
十七回忌法要	満十二年目	満十二年目	親族・知人を招き、故人を偲んで供養する	大日如来
二十三日回忌法要	満十六年目	満十六年目	親族・知人を招き、故人を偲んで供養する	
三十三回忌法要	満二十二年目	満二十二年目	以後は永代供養する場合が多い	虚空蔵菩薩

先祖供養

■彼岸会(お彼岸供養)

春分と秋分の日を中心とした七日間を春の彼岸・秋の彼岸といい、最初の日を「彼岸の入り」、中日を「彼岸の中日」、最後の日を「結彼岸」といいます。彼岸とは迷いのこの世・此岸から、悟りの彼岸に渡るということで、仏道精進の期間として、善根を修し、お墓参りなどをする日とされています。

家では仏壇を掃除して、季節の果物や花、彼岸団子、おはぎなどをお供えします。



■盂蘭盆会(お盆供養)

盂蘭盆の語源は梵語で、仏教一般の行事として先祖供養を行います。地域によっては七月と八月という違いがありますが、十三日をお迎えの日、十六日をお送りの日として、精霊棚を設け供物や霊膳などをお供えします。お盆のはじめには迎え火をたき、終わりに送り火をたきます。

とくに新盆を迎える遺族にとっては、故人をより深く偲ぶ時期でもあり、心からご供養しましょう。また、県外にいる家族や親族、友人などが帰省する時期でもあり、最も身近な行事といえます。



■お墓参りの作法

お墓が菩提寺にある場合は、まず本堂にお参りします。持参するものは、数珠に手桶・ひしゃく(お寺や管理事務所でも貸してくれる)、花、ローソク、線香、供物、マツチや掃除用の小さなほうきやカマ、タワシ・雑巾なども用意していくとよいでしょう。

お墓に着いたら全員で合掌礼拝してから掃除にかかります。墓の周辺をきれいに掃除し、水を打ちます。墓石は水をかけタワシで洗います。ゴミがつまりやすい文字や花立ての部分などには、歯ブラシでこすると汚れがよく落ちます。

掃除が終わったら、花、供物を供え線香をあけて合掌礼拝してお経を読みます。礼拝が終わったら供物やゴミはそのままにしないで必ず持ち帰るようにします。

日常のおつとめと作法

仏壇は本尊とともに先祖代々の位牌をまつる場所です。

朝晩、仏前に手を合わせ、故人やご先祖を偲び

感謝の心でお仕えしたいものです。

■給仕の作法

毎日お参りする仏壇は、仏に帰依し、先祖を偲び供養をささげる場所ですから、いつもきれいにしておく心が大切です。

花を絶やさず、仏飯や茶湯、浄水を毎日お供えし、ローソクをともし、香をたき、合掌札押をして、各宗によって定められた称名、題目を唱えます。日々新たな心と感謝の気持で仏と接することが心構えの基本といえます。時に応じて菓子や果物などのお供えをし、命日には霊膳をお供えします。また、お下がりの仏飯は捨てずに、ジャーなどにもとしてからいただきます。浄水なども捨てずに、植木鉢などにかけてあげましょう。



■仏壇・仏具の手入れ

仏壇には漆塗りの部分がかなりあります。そのため、花やお水をお供えするときは、乾いた布などで底をよく拭いてから置くようにしましょう。

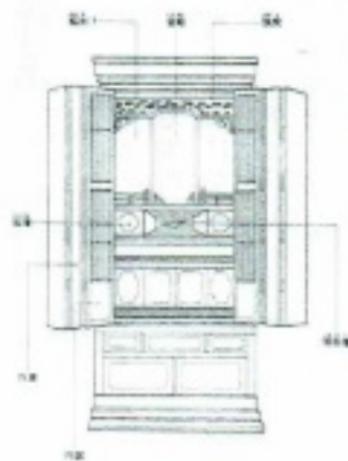
仏壇・仏具の手入れを行う際にも、漆塗りの部分はやわらかい布で乾拭きします。金箔の部分は、毛バタキで軽くほこりを払う程度にかけます。直接、手で触れたり、布などで拭いてはいけません。真ちゅうの部分も金箔と同様、水分や塩分を嫌いますから、手で触れずに専用の磨き油で汚れをとるようにしましょう。

毎日こまめに掃除をしていれば、仏壇はそんなに汚れることはありません。毎日が無理ならば、一週間ごとといった具合に、きちんと手入れするようにしましょう。

■ 仏壇のまつり方

仏壇には本尊とともに先祖代々の位牌をまつってあります。そういう意味では、仏壇は私たちと仏やご先祖を結ぶ大切な接点となる場所といえます。

昔からの仏壇を中心にした生活を送っている家は別にして、最近では核家族化で親と同居する人が少なくなっているため、仏壇を安置していない家庭も増えているようです。仏壇を求める時期や種類、大きさなどに決まりはありませんが、それぞれの事情や宗派によって形式や安置場所が異なる場合があります。



専門家や仏壇店、家族ともよく相談した上で、もっともふさわしいものを選ぶようにしたいものです。

■ 毎日のおつとめ

いくら立派な仏壇が安置されても、いつも扉が閉まっているようではいけません。家庭に仏壇を安置することとは、仏やご先祖に感謝し、真に人間らしい生き方をしようという証しでもあるのですから、日々のおつとめは欠かさず行いたいものです。家族それぞれが行うのが理想ですが、生活が多様化した現在では、なかなかそうもいきません。たとえ一人ずつであっても仏壇にお参りするようにながめましょう。

